

第2号議案

定款の変更及びその認可申請について

(案)

1. 定款の変更

役員任期に関する変更を行うため、別紙1のとおり定款の変更案を作成し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の33第1号の規定に基づき次回総会に付議する。

2. 定款の変更の認可申請

1. の変更案が次回総会により議決された後、電気事業法第28条の18第2項及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第4条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、経済産業大臣に対し、定款の変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：定款変更案 新旧対照表

別紙2：定款変更認可申請書

(参考)

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 役員の任期に関する規定の変更

【該当条文：定款第33条（変更）】

- ・役員の任期を、「再任は2回までとする」（最長任期6年）から「10年を超えない範囲で再任されることを妨げない」に変更する旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1121 216 1427 296">平成27年4月1日施行 令和2年7月8日変更</p> <p data-bbox="647 720 854 821">定款</p> <p data-bbox="448 1436 1056 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2822 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="2041 720 2249 821">定款</p> <p data-bbox="1843 1436 2451 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更
令和2年7月8日変更

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員の再任は、 <u>2回までとする。</u>	(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員は、 <u>10年を超えない範囲で再任されることを妨げない。</u>
(新設)	附則 (令和 年 月 日) <u>(施行期日)</u> 第1条 <u>この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u>

様式第 3 (第 4 条関係)

定款変更認可申請書

令和 3 年 1 月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 金本 良嗣

住 所 東京都江東区豊洲 6 - 2 - 1 5

電気事業法第 28 条の 18 第 2 項の規定に基づき、定款の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。※添付略
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
役員の任期に関する変更を行うため。
- 4 定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和2年 7月 8日	・経済産業大臣が現行の定款の変更の認可。
令和2年11月26日 ～ 令和2年12月16日	・本変更案（別紙1。以下同じ。）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定に基づき、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（令和2年12月18日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和2年12月22日	・2020年度第3回評議員会により、本変更案を議決。
令和2年12月23日	・第273回理事会において、本変更案を議決。
令和3年 1月28日	・臨時総会において、本変更案を議決。